

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	医療安全に資する医療用機器の導入に係る特別償却制度の適用期限の延長 (国税9)(法人税:義、所得税:外)
2	要望の内容	医療保健業を営む個人又は法人が、医療安全に資する医療用機器を取得した場合に、取得価格の16%の特別償却を認める特別措置について、その適用期限を2年間延長する要望を行うもの。 ○既存対象医療機器 人工呼吸器、シリンジポンプ (租税特別措置法第12条の2第1項第2号、第45条の2第1項第2号、第68条の29第1項第2号、厚生労働省告示第248号)
3	担当部局	厚生労働省医政局総務課医療安全推進室 厚生労働省医薬食品局安全対策課安全使用推進室
4	評価実施時期	平成26年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成15年度税制改正要望により創設、平成17年度、平成19年度、平成21年度、平成23年度及び平成25年度に2年毎の適用期限の延長を行った。 ○平成15年度税制改正要望 「医療安全に資する医療機器等の導入に伴う税制優遇措置の創設」 対象機器等:人工呼吸器、輸液ポンプ、シリンジポンプ、生体情報モニタ、自動錠剤分包機、注射薬自動払出機、医療情報読取照合装置、特殊寝台 ○平成17年度税制改正要望 「医療安全に資する医療機器等の導入に伴う税制優遇措置の延長・拡充」 延長:2年間 拡充:新規追加医療機器等は、分娩監視装置、生体情報モニタ連動ナースコール制御機、調剤誤認防止装置(輸液ポンプを除外) ○平成19年度税制改正要望 「医療安全に資する医療機器等の導入に伴う税制優遇措置の延長・拡充」 延長:2年間 拡充:未成立(輸液ポンプ) ○平成21年度税制改正要望 「医療安全に資する医療機器等の導入に係る税制優遇措置の延長」 延長:2年間 ○平成23年度税制改正要望 「医療安全に資する医療機器等の導入に係る税制優遇措置の延長」 延長:2年間(対象機器等から、注射薬自動払出機、医療情報読取照合装置、特殊寝台、生体情報モニタ連動ナースコール制御機を除外。) ○平成25年度税制改正要望

		「医療安全に資する医療機器等の導入に係る税制優遇措置の延長」 延長：2年間(対象機器等から、生体情報モニタ、自動錠剤分包機、分娩監視装置、調剤誤認防止装置を除外。)						
6	適用又は延長期間	平成 27 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日						
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠						
		② 政策体系における政策目的の位置付け						
		③ 達成目標及び測定指標						
		<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 ヒューマンエラーの防止に配慮した医療安全に資する医療機器の購入を促進することで、医療事故を防止し、もって安心かつ質の高い医療サービスの提供を図る。</p> <p>《政策目的の根拠》 医療法(昭和 23 年法律第 205 号)において、「国並びに都道府県、保健所を設置する市及び特別区(以下、「都道府県等」)は、医療の安全に関する情報の提供、研修の実施、意識の啓発その他の医療の安全の確保に関し必要な措置を講じるよう努める」こととされており、平成 18 年の医療法改正により、全ての医療機関に医療安全管理体制が義務付けられたところ。</p> <p>基本目標 I 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策大目標 3 利用者の視点に立った、効率的で安心かつ質の高い医療サービスの提供を推進すること 3-2 医療安全確保対策の推進を図ること</p> <p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 ヒューマンエラーの防止に配慮した医療安全に資する医療機器の購入を促進することで、医療事故を防止し、もって安心かつ質の高い医療サービスの提供を図る。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 医療安全に資する医療機器の国内販売台数</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 ヒューマンエラーの防止に配慮した医療安全に資する医療機器の購入を促進することで、医療現場においてそれらの機器が普及し、ヒューマンエラーを防止又は万一ヒューマンエラーが起きた場合にも事故につながりにくい環境が整うことで、安心かつ質の高い医療サービスが提供できる。</p>						
8	有効性等	① 適用数等						
		② 減収額						
		<p>本制度の適用者を全数把握することは困難であるが、本制度の対象機器等を販売する販売会社及び「薬事工業動態調査(厚生労働省医政局総務課)」の国内販売額より推計した結果、平成 26 年度の適用見込みは以下のとおり。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>特別償却対象金額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人工呼吸器</td> <td>5,493</td> </tr> <tr> <td>シリンジポンプ</td> <td>2,878</td> </tr> </tbody> </table> <p>平成 23 年 537.8(百万円) 平成 24 年 306.7(百万円) 平成 25 年 188.9(百万円) 平成 26 年 142.3(百万円) 平成 27 年 117.6(百万円) 平成 28 年 102.8(百万円) ※ 算定根拠は別紙参照</p> <p>なお、平成 25 年度税制改正要望により本租税特別措置の対象機器等に変更があったことから、租特透明化法に基づき把握される情報(適用実態調査等)を用いることは困難である。</p>		特別償却対象金額 (百万円)	人工呼吸器	5,493	シリンジポンプ	2,878
	特別償却対象金額 (百万円)							
人工呼吸器	5,493							
シリンジポンプ	2,878							

③: 効果・達成
目標の実
現状況

《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 23 年度～平成 25 年度)
 ヒューマンエラーの防止に配慮した医療安全に資する機器等の購入を促進したことにより、医療現場においてそれらの機器が普及し、ヒューマンエラーを防止又は万一ヒューマンエラーが起きた場合にも事故につながりにくい環境が整うことで、安心かつ質の高い医療サービスが提供できている。

《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成 23 年度～平成 25 年度)

本制度の目標設定は、各対象医療機器における望ましい普及目標台数の 80%を普及させることであるが、即達成するのは困難と見込まれ、平成 22 年度における本制度の延長要望の際、平成 24 年度の目標普及率を概ね4～5割と定めており、平成 24 年度普及率が、人工呼吸器 58.4%、シリンジポンプ 65.5%で、中間目標を達成し、普及効果を認めたところ。

しかしながら、平成 25 年度については、平成 24 年度と同様に普及率を算出したところ、人工呼吸器 42.3%、シリンジポンプ 70.7%であり、人工呼吸器については、普及効果が確認できなかった。これは、普及率算出にあたり、導入が必要とされる対象機器数の増加によるものであり、販売台数については毎年増加していることから、それ相当の需要が見込まれ、今後も本制度を利用した医療機器の普及効果が期待できる。

	税制優遇対象施設の H25 年度普及実績		導入が必要とされる対象機器数(台) ^{注2)}
	対象施設での H15～25 年度販売台数実績 ^{注1)}	普及率(%)	
人工呼吸器	48,846	42.3%	115,343
シリンジポンプ	185,531	70.7%	262,267

注1)販売台数実績は対象機器販売会社の調査より推計

注2)導入が必要とされる対象機器数は医療施設動態調査及び患者調査より推計

<参考1> 対象医療機器の販売台数実績の推移

	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度
人工呼吸器	5,473	5,459	2,514	1,448	1,028
シリンジポンプ	20,611	22,745	17,872	18,020	19,026

<参考2> 導入が必要とされる対象機器数(台)

	H24 年度
人工呼吸器	81,830
シリンジポンプ	254,139

《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成 23 年度～平成 25 年度)

医療機関の経営等に悪影響が生じることから、医療安全に資する医療機器の購入が困難になり、医療安全の質が低下し、安心かつ質の高い医療サービスの提供が困難となる。

			<p>《税込減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成23年度～平成25年度)</p> <p>医療の安全の確保に関し必要な措置を講ずることは、医療法に明記された国及び地方公共団体の責務であり、医療の安全の確保は医療政策における最も必要な課題の一つである。本制度によって、医療機器等に起因した医療事故等を一定程度防止することが可能であることから、本制度によって医療機関等の医療安全に資する医療機器等の購入に係る経費負担を軽減することは効果的である。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>ヒューマンエラーの防止に配慮した医療機器は割高であり高価であるため、医療機関におけるそれらの導入を促進するためには、その経費負担を軽減することが効果的である。</p> <p>また、上記の政策目標を達成するには、一定の基準を満たす主体に対し、公平・中立に投資促進等のインセンティブを講ずることが適当であることから、個別具体的な事情も考慮しつつ所管省庁が交付決定を行う補助金ではなく、税制により措置することが適当である。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>平成16年より、(公財)日本医療機能評価機構においては、医療法施行規則により報告が義務づけられた医療機関等から医療事故情報等を収集・分析し、情報提供を行う医療事故情報収集等事業を実施しているところ。</p> <p>また、平成13年より、医療安全管理者等を対象とした、医療安全ワークショップを開催し、医療安全に関する先駆的な取組や他分野の安全対策について教授するとともに、事例を用いて安全対策に関する討議・検討を行っているところ。</p> <p>さらに、平成18年度診療報酬改定において、医療安全対策加算の措置がなされ、急性期医療の高度化・複雑化に対応できる医療安全管理対策が評価され、平成22年度診療報酬改定においては更なる評価がなされているところ。</p> <p>これら予算上の措置等は、医療従事者の教育や医療安全体制の強化を図り、安心して質の高い医療サービスの提供を目的としているが、本税制措置は、ヒューマンエラーが起きにくい又はヒューマンエラーが起きた場合にも事故につながりにくい安全対策がとられた医療機器等の導入を促進し、上記支援策だけでは防ぎ得ない医療現場において一定程度の割合で起こるヒューマンエラーの減少を目的としたものである。</p> <p>これらの医療の質の向上という観点を重視した医療安全確保対策を総合的に推進することで医療の安全の確保を図り、もって効率的で安心かつ質の高い医療サービスが提供できるといえる。</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	—
10	有識者の見解		<p>平成13年5月、厚生労働省に設置された「医療安全対策検討会議」において、医療機器の構造や操作性がヒューマンエラーにつながる大きな原因の一つであることが指摘されており、平成17年6月には、安全な医療の提供と、患者、国民から信頼される医療の実現を目指していくため、早急に対応すべき課</p>

		<p>題と施策として、今後の医療安全対策について「医療の質と安全性の向上」が掲げられたところ。</p> <p>さらに、平成 19 年3月には、本会議における集中治療室(ICU)における安全管理指針検討作業部会において、「集中治療室における安全管理指針」が策定され、医療の安全を確保するため生体情報監視装置やシリンジポンプなどの医療安全に資する機器の整備について提言されたところ。</p>
11	<p>前回の事前評価又は事後評価の実施時期</p>	<p>平成24年8月</p>

【別紙】

医療安全に資する医療機器の導入による減税見込

1. 特別償却対象額等の推計

○ 特別償却対象額

対象機器等	人工呼吸器			シリンジポンプ			合計
	販売金額 (百万円)	対象機器 の割合 (%)	特別償却 対象金額 (百万円)	販売金額 (百万円)	対象機器 の割合 (%)	特別償却 対象金額 (百万円)	
平成 23 年度	20,130	100	20,130	2,217	100	2,217	22,347
24 年度	12,625	100	12,625	2,200	100	2,200	14,825
25 年度	8,469	100	8,469	2,638	100	2,638	11,107
26 年度	5,493	100	5,493	2,878	100	2,878	8,370
27 年度	3,623	100	3,623	3,291	100	3,291	6,914
28 年度	2,370	100	2,370	3,676	100	3,676	6,046

(注) 1 人工呼吸器については、平成 23 年度及び 24 年度の販売金額は、薬事工業生産動態調査の「成人用人工呼吸器」、「小児用人工呼吸器」、「その他の人工呼吸器」及び「閉鎖循環式麻酔機」を対象と仮定して集計し、25 年度以降の販売金額は、過去 3 年間の変化率の相乗平均を乗じて推計（計算時には平成 22 年のデータも使用している）。

2 シリンジポンプについては、23 年度から 25 年度までの販売金額は、対象機器販売会社からの聞き取りによるものであり、26 年度以降の販売金額は、過去 3 年間の変化率の相乗平均を乗じて推計

○ 公益法人換算率、医療法人換算率及び個人換算率

	平成 23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
公益法人換算率	4.4%	4.4%	3.8%	3.3%	3.3%	3.3%
医療法人換算率	66.3%	66.6%	66.9%	67.2%	67.2%	67.2%
個人換算率	4.5%	4.2%	3.8%	3.6%	3.6%	3.6%

(注) 1 公益法人換算率、医療法人換算率および個人換算率は、平成 25 年 4 月末の医療施設動態調査による総施設数に対する割合。

2 27 年度及び 28 年度は 26 年度のデータを使用。

○ 利益計上法人率

	平成 23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
利益計上法人率	53.1%	53.1%	55.0%	55.4%	55.4%	55.4%

(注) 1 利益計上法人の割合は、平成 23 年の会社標本調査（国税庁）による。

2 27 年度及び 28 年度は 26 年度のデータを使用。

2. 特別償却による減収見込額の推計

○ 減収見込額の計算式

特別償却による減収見込額は、下記①～③の合計となる。

① 公益法人における対象機器の取得総額（推計）×特別償却割合×税率×利益計上法人率
＝特別償却対象金額×公益法人換算率（A）×16%×19%^{*}×利益計上法人率

② 医療法人における対象機器の取得総額（推計）×特別償却割合×税率×利益計上法人率
＝特別償却対象金額×医療法人換算率（B）×16%×25.5%^{*}×利益計上法人率

③ 個人における対象機器の取得総額（推計）×特別償却割合×税率×利益計上法人率
＝特別償却対象金額×個人換算率（C）×16%×40%^{*}×利益計上法人率

（※法人税率、所得税率、平成 23 年のみ改正前税率で計算）

○ 減収見込額の計算結果

（百万円）

	平成 23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
減収見込額	537.8	306.7	188.9	142.3	117.6	102.8